

大丈夫ですか？ 特定整備（電子制御装置整備）の認証取得の 猶予期間が残り少なくなりました。

令和2年4月1日より、特定整備制度（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、該当作業を行うには新たに認証が必要となり既に3年が経過しています。猶予期間である令和6年3月31日以降も電子制御装置整備をしていくためには特定整備の認証の取得が必要となります。

猶予期間が終了するまでに認証の取得をしなかった場合は、未認証行為となり対象となる作業は外注に出す必要があります。

【対象となる作業の一例】

スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

など

衝突被害軽減ブレーキは、2021年11月から国産車の新型車に義務付けられており、2025年12月からは全ての新車に義務付けられ、今後は対象となる車両が占める割合は高くなる一方です。電子制御装置の認証を取得しない場合のデメリットとして、対象車両かどうかをメーカーのホームページにより確認する手間や、対象車両であった場合はバンパやグリルの脱着さえ出来ず、電子制御装置の認証を取得した事業場へ外注が必要となり、事業運営に支障をきたすことにもなりかねません。また、令和3年10月より点検基準の改正が行われ、1年ごとに「車載式故障診断装置点検（OBDの診断の結果）」が追加されたことにより、車検時さえ点検の結果では、その後の作業に電子制御装置の認証が必要な作業が含まれる場合があります。

つきましては事務局において申請の相談があれば個別に対応しておりますが、猶予期間の終了間近になりますと申請件数が急増することを予想されますので計画的な申請の協力をお願いします。

問合せ先：0952-30-8181
振興会 業務1課 まで